使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく引取業及びフロン類回収業登録申請及び届出の手引

三　　重　　県

（平成２６年３月）

目　　次

Ⅰ　登録申請等にあたっての留意事項 …… 1

1　登録申請書提出部数及び提出先 …… 1

2　申請手数料 …… 1

3　登録申請書の提出時期 …… 1

Ⅱ　使用済自動車引取業者の登録 …… 2

1　登録の申請 …… 2

① 登録申請書
② 添付書類
③ 登録審査基準

2　登録申請後の手続き …… 3

① 県による登録の実施
② 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施
③ 標識の掲示
④ 登録の更新
⑤ 登録の変更届出
⑥ 廃業等の届出
⑦ 都道府県等による登録の取消等
⑧ 都道府県等による登録の抹消

Ⅲ　フロン類回収業者の登録 …… 5

1　登録の申請 …… 5

① 登録申請書
② 添付書類
③ 登録審査基準

2　登録申請後の手続き …… 6

① 県による登録の実施
② 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施
③ 標識の掲示
④ 登録の更新
⑤ 登録の変更届出
⑥ 廃業等の届出
⑦ 都道府県等による登録の取消等
⑧ 都道府県等による登録の抹消

Ⅳ　資料(様式記載例) …… 8

1　引取業者登録(更新)申請書:様式第一 …… 8

2　引取業者変更届出書:様式第二 …… 9

3　フロン類回収業者登録(更新)申請書:様式第三 …… 10

4　フロン類回収業者変更届出書:様式第四 …… 11

5　誓約書(引取業者・フロン類回収業者関係):様式第五(県様式) …… 12

6　引取業者廃業等届出書:様式第六(県様式) …… 13

7　フロン類回収業者廃業等届出書:様式第七(県様式) …… 14

8　残存フロン類の確認方法(例) …… 15

Ⅴ　問い合せ先 …… 16

Ⅰ 登録申請等にあたっての留意事項

1　登録申請書提出部数及び提出先

正本１部、副本１部（申請書を受理した後に返却します。）を、事業所を管轄する地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室（以下、環境室という）（17頁参照）へ提出してください。

【事業所単位の登録ではなく、事業者単位での登録となりますのでご留意願います。】

なお、県内に複数の事業所を有する場合にあっては、本社（ただし、本社の所在地を管轄する環境室管内に事業所を有しない場合、又は、県外に本社を置く場合には、県内の代表的な事業所）を管轄する環境室へ提出してください。

（※１）管轄する区域：四日市市について

平成２０年４月１日より四日市市が保健所政令市に移行されたことに伴い、四日市市内における使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）に関する業務が、三重県から四日市市に移管されました。四日市市内における、引取業・フロン回収業に関する申請・届出についての御相談は下記にお問い合わせください。

〒510-8601　四日市市諏訪町1番5号　四日市市役所環境部生活環境課廃棄物対策室

TEL　059-354-4415　　FAX 059-354-4412

2　申請手数料

登録申請の区分 / 業者の区分	新規	更新
使用済自動車引取業者	4,000円	3,000円
フロン類回収業者	5,000円	4,000円

3　登録申請書の提出時期

・登録申請書の受付は、登録更新申請は登録有効期限の１か月前を目安に提出して下さい。（登録有効期限を過ぎた場合、一切受付けません。）登録有効期限直前に申請された場合には、登録有効期間内に更新手続き（新しい登録通知書の発行）を完了することができないことがあります。

Ⅱ　使用済自動車引取業者の登録

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、事業者毎に事業所所在地を管轄する県知事の登録を受けなければなりません。

1　登録の申請

①　登録申請書は、【様式第一】に従って作成することになります。

②　添付書類

ア　本人を確認できる書類

・申請者が個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの）の写し

・申請者が法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

・申請者が未成年者の場合は、その法定代理人の発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの）の写し

イ　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次のいずれか）

・確認方法を記載した書類

・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講終了証の写し等。）

ウ　申請者が法に定める欠格要件（※）に該当しないことを説明する書面

・申請者が法４５条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書面【様式第五】

（※）欠格要件
①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
②この法律、フロン類回収破壊法もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
③引取業者の登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
④引取業者で法人であるものがその登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しない者
⑤引取業の事業の停止を命じられ、その停止の期限が経過しない者
⑥引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑤のいずれかに該当するもの
⑦法人でその役員が①～⑤のいずれかに該当する者があるもの

③　登録審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき、又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

ア　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。

イ　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

2　登録申請後の手続き

①　県による登録の実施

ア　県は、登録申請に基づいて登録を行う際には、使用済自動車引取業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

〈法第４４条による必須項目〉

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・事業所の名称及び所在地
・法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下、同じ。）
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
・登録年月日及び登録番号

イ　県は、使用済自動車引取業者登録簿に登録した後、申請者に登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、使用済自動車引取業者登録簿に必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

②　自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

県から登録の通知を受けた業者は、事業所コード・初期パスワードを取得するため、すみやかに自動車リサイクルシステム（自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター）への登録を行ってください。＜電子マニフェスト等を運用するために必要となります。＞

なお、自動車リサイクルシステムへの新規登録申込は、自動車リサイクルシステムＨＰ（http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html）よりダウンロードしていただきますようお願いします。

③　標識の掲示

県から登録の通知を受けた引取業者は、事業所ごとに公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号を記載した標識（縦、横それぞれ２０cm以上の大きさのもの）を掲げなければなりません。または、登録通知書を掲示していただいても構いません。

④　登録の更新

ア　使用済自動車引取業者は、登録を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。

イ　更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

ウ　登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から５年が有効期間です。

※更新申請時に自動車リサイクルシステムへ更新する旨の報告をお願いします。

⑤　登録の変更届出

使用済自動車引取業者として登録を受けた者が以下の事項を変更した場合、法第４５条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書類【様式第五（県様式）】及び変更内容に応じてそれぞれ必要な書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添付して、変更が生じた日から30日以内に変更届【様式第二】を提出しなければなりません。

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更：
（引取業者が個人の場合）発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの。）の写し、
（引取業者が法人の場合）登記簿謄本
・事業所の名称及び所在地：添付書類なし
・法人である場合においては、その役員の氏名：登記簿謄本
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所：その法定代理人の発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの）の写し
・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制：使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を説明する書類

⑥　廃業等の届出

使用済自動車引取業者として登録を受けた者が以下の事項に該当することとなった場合、引取業者の登録はその効力を失うこととなり、当該日から30日以内にその事項に応じて該当する者はその旨を届け出【様式第六（県様式）】なければなりません。

・死亡した場合：その相続人
・法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者
・法人が破産により解散した場合：その破産管財人
・法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その精算人
・個人経営が法人化により消滅した場合 ： その個人
・その登録に係る引取業を廃止した場合：引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

⑦　都道府県等による登録の取消等

県は、使用済自動車引取業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消や６ヶ月以内の業務停止の処分を行うことができます。処分を行った時は、その理由を示して申請者に通知しなければなりません。

・不正の手段によって、使用済自動車引取業者の登録を受けたとき
・フロン類を確認する体制が「登録基準」に適合しなくなったとき
・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき
・この法律に基づく処分等に違反したとき

⑧　都道府県等による登録の抹消

５年ごとの更新を受けなかった場合や使用済自動車引取業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、県は使用済自動車引取業者の登録を抹消しなければなりません。

※住民票の写し、登記簿謄本、登記事項証明書等の添付書類については、原本を提示していただくことで、写しの提出を可とします（原本は照合を行ったのち、その場でお返しします）。

Ⅲ　フロン類回収業者の登録

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、事業者毎に事業所所在地を管轄する県知事の登録を受けなければなりません。

1　登録の申請

①　登録申請書は、【様式第三】に従って作成することになります。

②　添付書類

ア　本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの。）の写し

・法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

・申請者が未成年者の場合は、その法定代理人の発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの）の写し

イ　フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し

・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書などの写し

ウ　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

・フロン類の回収設備の種類（CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用）

・回収設備の能力（200ｇ/min未満、200ｇ/min以上）

エ　申請者が法に定める欠格要件（※）に該当しないことを説明する書面

・申請者が法５６条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書面【様式第五(県様式)】

（※）欠格要件

①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

②この法律、フロン類回収破壊法もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

③フロン類回収業者の登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

④フロン類回収業者で法人であるものがその登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

⑤フロン類回収業の事業の停止を命じられ、その停止の期限が経過しない者

⑥フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑤のいずれかに該当するもの

⑦法人でその役員が①～⑤のいずれかに該当する者があるもの

③　登録審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき、又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

ア　使用済自動車の引取に当たっては、申請に係る事業所毎に、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

イ　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

2　登録申請後の手続き

①　県による登録の実施

ア　県は、登録申請に基づいて登録を行う際には、フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

〈法第５５条による必須項目〉

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・事業所の名称及び所在地
・法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下、同じ。）
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
・回収しようとするフロン類の種類
・登録年月日及び登録番号

イ　県は、フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、フロン類回収業者登録簿に必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

②　自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

県から登録の通知を受けた業者は、事業所コード・初期パスワードを取得するため、すみやかに自動車リサイクルシステム（自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター）への登録を行ってください。＜電子マニフェスト等を運用するために必要となります。＞

なお、自動車リサイクルシステムへの新規登録申込は、自動車リサイクルシステムHP（http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html）よりダウンロードしていただきますようお願いします。

③　標識の掲示

県から登録の通知を受けた回収業者は、事業所ごとに公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載した標識（縦、横それぞれ２０cm以上の大きさのもの）を掲げなければなりません。または、登録通知書を掲示していただいても構いません。

④　登録の更新

ア　フロン類回収業者は、登録を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。

イ　更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

ウ　登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から５年が有効期間です。

※更新申請時に自動車リサイクルシステムへ更新する旨の報告をお願いします。

⑤　登録の変更届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下の事項を変更した場合、法第５６条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書類【様式第五（県様式）】及び変更内容に応じてそれぞれ必要な書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添付して、変更が生じた日から30日以内に変更届【様式第四】を提出しなければなりません。

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更：（フロン類回収業者が個人の場合）発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの。）の写し、
（フロン類回収業者が法人の場合）登記簿謄本
・事業所の名称及び所在地：添付書類なし
・法人である場合においては、その役員の氏名：登記簿謄本
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所：その法定代理人の発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの）の写し
・回収しようとするフロン類の種類、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類・能力・数（いずれの場合もフロン類の種類の変更を伴う場合に限る）：フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類、フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

⑥　廃業等の届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下の事項に該当することとなった場合、回収業者の登録はその効力を失うこととなり、当該日から30日以内にその事項に応じて該当する者はその旨を届け出【様式第七（県様式）】なければなりません。

・死亡した場合：その相続人
・法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者
・法人が破産により解散した場合：その破産管財人
・法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その精算人
・個人経営が法人化により消滅した場合 ： その個人
・その登録に係るフロン類回収業を廃止した場合：フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員

⑦　都道府県等による登録の取消等

県は、フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消や６ヶ月以内の業務停止の処分を行うことができます。処分を行った時は、その理由を示して申請者に通知しなければなりません。

・不正の手段によって、フロン類回収業者の登録を受けたとき。
・フロン類回収設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
・この法律に基づく処分等に違反したとき。

⑧　都道府県等による登録の抹消

５年ごとの更新を受けなかった場合やフロン類回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、県はフロン類回収業者の登録を抹消しなければなりません。

※住民票の写し、登記簿謄本、登記事項証明書等の添付書類については、原本を提示していただくことで、写しの提出を可とします（原本は照合を行ったのち、その場でお返しします）。

Ⅳ　資料（様式記載例）

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 登　　録 申請書
~~登録の更新~~

※登録番号	
※登録年月日	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事　殿

（郵便番号）514-8570
住　所　三重県津市広明町13番地

氏　名　三重県株式会社
代表取締役　　三重 健太郎　　印
電話番号　　059－224－1000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	役職名
	みえ けんたろう 三重 健太郎 みえ けんじろう 三重 健次郎 別途役員リストの様式を用意し、書ききれない場合はそちらに記入することとする。	代表取締役 取締役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	
	住　所	（郵便番号） 電話番号
事業所の名称及び所在地		
	名　称	三重株式会社津事業所
	所在地	（郵便番号）514-8570 三重県津市広明町13番地 電話番号　059－224－1000
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制		
	①使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 ②使用済自動車の構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有しています。	

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
2　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二(第四十八条関係)

引取業者変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事　　殿

(郵便番号)　514-8570
住　所　三重県津市広明町13番地

氏　名　三重県株式会社
代表取締役　　三重　健太郎　　印
電話番号　　059－224－1000

〇〇年〇〇月〇〇日付け第2□□□□□□□□□□号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	＜役員の変更＞ 取締役　鈴木(すずき)　太郎(たろう)　　(就任)	取締役　鈴木(すずき)　三郎(さぶろう)　　(退任)
変更の理由	役員改選による	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三(第五十条関係)

フロン類回収業者 登　録 / ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事　殿

(郵便番号) 514-8570
住　所　三重県津市広明町13番地

氏　名　三重県株式会社
代表取締役　三重 健太郎　印
電話番号　059－224－1000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録~~(登録の更新)~~を申請します。

役員の氏名 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏　名	役職名
みえ けんたろう 三重 健太郎 みえ けんじろう 三重 健次郎 別途役員リストの様式を用意し、書ききれない場合はそちらに記入することとする。	代表取締役 取締役

法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	
住所	(郵便番号) 電話番号

事業所の名称及び所在地

名称	三重株式会社津事業所
所在地	(郵便番号) 514-8570 三重県津市広明町13番地 電話番号　059－224－1000

回収しようとするフロン類の種類

CFC	〇
HFC	〇

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	1 台	台
HFC用	台	1 台
CFC、HFC兼用	台	台

備考　1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第四(第五十三条関係)

フロン類回収業者変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事　　殿

(郵便番号)　514-8570
住　所　三重県津市広明町13番地

氏　名　三重県株式会社
代表取締役　　三重　健太郎　　印
電話番号　　059－224－1000

〇〇年〇〇月〇〇日付け第2□□□□□□□□□□号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	＜回収するフロン類の種類の変更＞ CFC、HFC ＜フロン類回収の用に供する設備の変更＞ CFC用(200g/min　未満)回収設備　1基 CFC、HFC兼用(200g/min　以上)回収設備1基を新しく追加	＜回収するフロン類の種類＞ CFC ＜フロン類回収の用に供する設備＞ CFC用(200g/min　未満)回収設備　1基
変更の理由	事業拡大のため	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第五(県様式)

誓　約　書

私(当法人)は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項第1号から第7号(第56条第1項第1号から第7号)までのいずれにも該当しないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者　三重県津市広明町13番地

三重県株式会社

代表取締役　三重　健太郎　印

三重県知事　　あて

様式第六(県様式)

引取業者廃業等届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事　　あて

届出者

住 所　〇市〇町〇番地

株式会社　三重県自動車販売

氏 名　代表取締役　三重　太郎

平成〇年〇月〇日付、第2△△△△△△△△△△△△号により登録を受けた引取業者に係る事項について廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により届け出ます。

引取業を廃業等した登録業者	住所　〇市〇町〇番地 氏名　株式会社　三重県自動車販売 代表取締役　三重　太郎 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) (なお、届出者と同じ場合は記載不要)	※整理番号	
		※受理年月日	年　月　日
廃業等日	〇年〇月〇日	※備考	
廃業等の理由	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産による解散 4 法人の解散(合併及び破産以外の理由) 5 個人経営の法人化による消滅 (6) 三重県内における引取業の廃止 (該当するものを〇で囲む)		

備考

1:※印は記入しないこと。

2:登録年月日(更新後は登録更新年月日)

3:廃業等の理由が6以外である場合の届出者は次のとおりとする。

1. 死亡(個人経営の場合)	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

4:様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

様式第七(県様式)

フロン類回収業者廃業等届出書

平成○○年○○月○○日

三重県知事　　あて

届出者

住 所　○市○町○番地

株式会社　三重県自動車販売

氏 名　代表取締役　三重　太郎

平成○年○月○日付、第2△△△△△△△△△△△△号により登録を受けたフロン類回収業者に係る事項について廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により届け出ます。

フロン類回収業を廃業等した登録業者	住所　○市○町○番地 氏名　株式会社　三重県自動車販売 代表取締役　三重　太郎 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) (なお、届出者と同じ場合は記載不要)	※整理番号	
		※受理年月日	年　月　日
廃業等日	○年○月○日	※備考	
廃業等の理由	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産による解散 4 法人の解散(合併及び破産以外の理由) 5 個人経営の法人化による消滅 (6) 三重県内におけるフロン類回収業の廃止 (該当するものを○で囲む)		

備考

1:※印は記入しないこと。

2:登録年月日(更新後は登録更新年月日)

3:廃業等の理由が6以外である場合の届出者は次のとおりとする。

1. 死亡(個人経営の場合)	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

4:様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第４３条第１項第５号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

□装着 ⇒ フロン類が含まれていると判断する

□非装着 ⇒ フロン類は含まれていないと判断する

■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

⇒（装着）

□コンデンサが破損（穴や裂傷）していない ⇒ □破損している ⇒ フロン類が含まれていると判断する

□エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない ⇒ □破損している ⇒ フロン類は含まれていないと判断する

■必要に応じて、以下により確認

□使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

＜エアコンシステム装着例＞

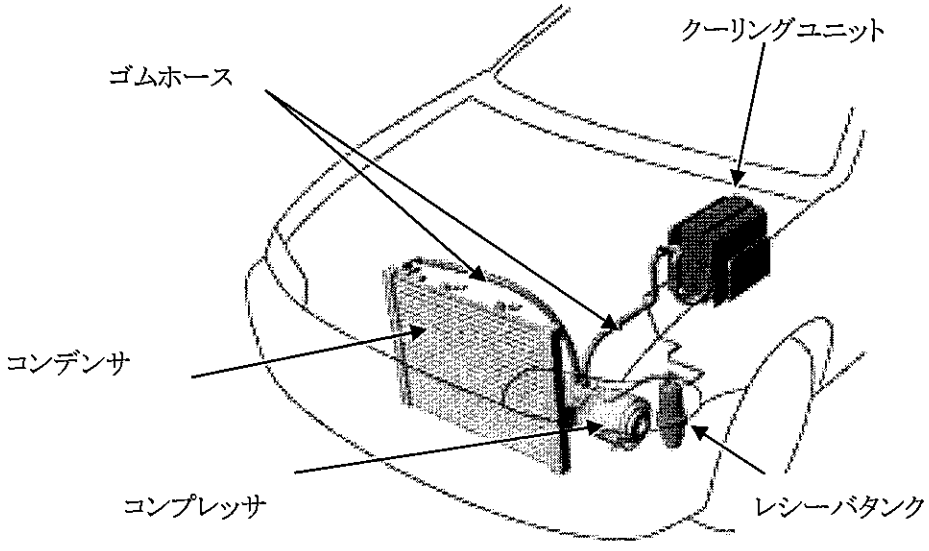

Ⅴ　問い合わせ先

使用済自動車引取業・フロン類回収業の登録申請についての御相談は、

下記の最寄りの地域防災総合事務所又は地域活性化局

地域機関名 （申請・届出窓口）	管轄する区域	所　在　地	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室　環境課	桑名市、いなべ市、 木曽岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室　廃棄物対策課	菰野町、朝日町、川越町、 （※１）	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室　環境課	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室　廃棄物対策課	津市	〒514-0003 津市桜橋3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室　環境課	松阪市、多気町、明和町、 大台町	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室　環境課	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628－2	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室　環境課	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室　環境課	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室　環境課	熊野市、御浜町、紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6917

または、

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
〒５１４－８５７０　三重県津市広明町１３番地
TEL　０５９－２２４－２３８５　　FAX　０５９－２２２－８１３６

にお問い合わせ下さい。

（※１）管轄する区域：四日市市について

平成２０年４月１日より四日市市が保健所政令市に移行されたことに伴い、四日市市内における使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）に関する業務が、三重県から四日市市に移管されました。四日市市内における、引取業・フロン回収業に関する申請・届出についての御相談は下記にお問い合わせください。

〒510-8601　四日市市諏訪町1番5号　四日市市役所環境部生活環境課廃棄物対策室

TEL　059-354-4415　　FAX 059-354-4412